

移住促進事業費補助金【概要】

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

事業目的

本県への移住を促進するとともに、移住者の交流を図るため、NPOや地域づくり団体等が実施する、移住及び移住者の交流の促進による地域活性化事業を行う場合に要する経費に対し、補助を行います。

事業概要

- (1) 補助対象者
 - ・県内に事務所を有する特定非営利活動法人等の法人。
 - ・主に地域住民によって組織され、集落等地域の維持及び活性化に係る取組を行っている団体で、規約等が定められており、継続的な活動が行われている、地域づくり団体等の任意団体。
- (2) 補助金額 定額。ただし、500千円を上限。
- (3) 対象経費 ①移住者のサポート及び受入環境整備に係る事業
②移住者との交流に係る事業に要する経費
(対象経費の例:外部講師に対する謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、郵送料、委託料、会議室等の使用料等)

事業イメージ

